

2022年10月11日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
和田隆宏

2022年 島しょ職員の賃金・労働条件改善に関する要求書

島しょの職場で働く職員は、地域手当の導入以降、本給水準の引下げのみを受け続け、近年、毎年のように大型台風の襲来や記録的な豪雨に見舞われるなど、より厳しさを増す自然環境にあり、区部・多摩地域に比べて高い物価と医療機関・教育機関・文化施設などが脆弱なもとでも、島しょ住民の暮らしを守り、児童・生徒の教育を充実させ、産業の振興を図るため、使命感を持って、日々、職務に励んでいます。

2015年4月の給与制度の総合的見直しによる地域手当の引上げに伴う本給水準の引下げにより、さらに区部・多摩地域勤務職員との格差が拡大しましたが、いまだに是正措置は一切ありません。これ以上、島しょの職場で働く職員に対する処遇の矛盾を放置することは許されません。

島しょ職員の賃金・労働条件を改善するため、下記事項を実現するよう求めます。

記

1 賃金改善に関する要求

- (1) 地域手当を本給に繰り入れること
- (2) 地域手当の本給繰入が実現するまでの間、期末・勤勉手当の算定基礎に、特地・へき地手当相当額を算入すること
- (3) 隔遠地勤務を事由とした昇給については、勤務成績に基づく欠格基準を廃止し、島しょ職場での勤務実績に基づき「付与率」の別枠として措置すること
- (4) 地域手当の異動保障を受けていた職員が定年退職となり、引き続き再任用職員として任用される場合は、再任用後も異動保障を行うこと
- (5) 特地・へき地手当の支給割合を引き上げること
- (6) 準ずる手当を支給されていた臨時的任用教職員が、任期満了後、引き続き臨時的任用教職員又は正規任用教職員として任用される場合は、新たな任用後も準ずる手当を支給すること

- (7) 単身赴任手当について、一定期間ごとの見直しを制度化し、改善すること。また、島しょへの赴任・異動に伴い住居を移転した後、特別の事情により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員について、当該異動等の日から起算して3年以上経過している場合でも、単身赴任手当を支給することができるよう改善すること。
- (8) 住居手当の支給要件を満たす単身赴任者については、単身赴任手当とともに住居手当を全額支給すること
- (9) 交通用具使用者の通勤手当については、島しょの燃料代の実勢価格を反映したものとなるよう、一定期間ごとの見直しを制度化し、改善すること
- (10) 島しょの調査船の運航に携わる海技職については、国の海事職俸給表適用者に相当する職務を担い、職責を果たしていることから、それにふさわしい処遇となるよう、給料表の新設又は調整額の措置により賃金水準を引き上げること

2 旅費の改善要求

区部・多摩地域での旅行用務終了後、引き続き週休日・休日に区部・多摩地域等に滞在した場合でも、翌勤務日に島しょの職場で通常勤務した場合は、島しょ勤務者の特例として、復路の旅費についても支給すること

3 福利厚生及要求

医療機関の受診、出産、家族介護、図書館・映画館等の文化施設の利用などで区部・多摩地域への移動を余儀なくされる島しょの実情をふまえ、島しょ勤務職員の福利厚生事業の一層の充実を図ること

4 三宅島勤務者等の要求

火山ガスの噴出が完全に収まらない状況のもとでは、赴任前の既往症の確認、定期健康診断時の問診などを行い、赴任予定者と勤務者の健康管理に十分配慮すること

5 その他の要求

- (1) 単身赴任者の帰省休暇を新設すること
- (2) 週休日・休日又は年次有給休暇等を取得して島外へ出ていた者が、通常交通機関である船舶・航空機により帰島する際、悪天候等による交通遮断のため、翌勤務日に遅参又は欠勤せざるを得ない事態となった場合については、島しょ勤務者の特例として「給与減免」扱いとすること